

紅葉真っ盛り

# 黒山三滝 ライトアップ

夫婦円満祈願

カップルにもおすすめ

日本観光百選にも入選した  
歴史ある景勝地

黒山三滝は、男滝、女滝、天狗滝の三つの滝の総称で、昭和25年に日本観光百選瀑布の部に入選しました。

近年は、春の新緑・夏の清涼・秋の紅葉を楽しむ人が増え、平成26年に「埼玉県彩の国クールスポット百選」に登録されました。そして、日本蘚苔類学会が日本の貴重なコケの森に「黒山三滝と越辺川源流域」を苔スポットに選定しています。

上段の男滝と下段の女滝が二段に落ちる様は、男女和合の神とされ、比翼の滝と呼ぶにふさわしく、男滝と女滝の流れを見つめながら夫婦円満を祈願できる希少な景勝地であることから、カップルの観光客が増えつつあります。

陶器市（P4-5）でお気に入りの夫婦茶碗を見つけ、それを片手に、自然が作り出した埼玉県第1位の滝と紅葉を楽しむのも一興ではないでしょうか。

日時 11月16日(土)～12月1日(日)

午後5時～9時

問 越生町観光協会

TEL  
2992-1451



## うめりんぬいぐるみとストラップ販売中！

越生町のマスコット「うめりん」のぬいぐるみを割引料金で販売しています。ストラップとセットで購入するとさらにお得になるので、この機会にぜひご購入ください。

ぬいぐるみ	2,980円 → 1,800円
ストラップ	540円
ぬいぐるみ+ストラップ	2,000円

頒布場所 観光案内所・うめその梅の駅

問 越生町観光協会 TEL 2992-1451



ストラップ



ぬいぐるみ

セットで  
お得！

11月5日から

## 住民票に旧姓（旧氏）が併記できます

住民票に旧姓（旧氏）を併記するための請求手続きをすることにより、住民票等に旧姓（旧氏）が併記できるようになります。

### こんな時に役立ちます

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓（旧氏）が使われる場面で、その証明に使えます。
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓（旧氏）で本人確認ができるようになります。

### 手続き方法

- 次の物を持参して町民課窓口に申請
- ①戸籍謄本（併記したい旧姓が記載されている戸籍から現在に至るまでの戸籍）
  - ②本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）
  - ③マイナンバーカードか通知カード

④登録する印鑑（旧姓での印鑑登録を希望する方）

※住民票に旧姓（旧氏）を併記すると、マイナンバーカード、印鑑登録証明書にも旧姓が併記されます。

※代理人による申請を希望する場合は事前にお問い合わせください。

詳しくは、問へお問い合わせまたは総務省のホームページでご確認ください。

問町民課 住民担当 **内線123**

## 川越税務署から説明会のお知らせ

	日 時	場 所	内 容
青色申告決算説明会 (事業所得)	11月29日(金) 午後2時～4時	川越税務署	青色申告されている方を対象に、青色申告決算書の作成方法や作成にあたっての注意点等についての説明会です。
	12月 2日(月) 午後2時～4時	坂戸市文化会館	
	12月 3日(火) 午後2時～4時	ウイズもろやま	
	12月 6日(金) 午後2時～4時	キラリ☆ふじみ	
	12月20日(金) 午前9時30分～11時30分	川越市南公民館	
青色申告決算説明会 (不動産所得)	11月29日(金) 午前9時30分～11時30分	川越税務署	
	12月20日(金) 午後2時～4時	川越市南公民館	
白色申告決算説明会 (事業所得)	12月 5日(木) 午後2時～4時	川越税務署	白色申告されている方を対象に、収支内訳書の作成方法や作成にあたっての注意点等についての説明会です。
白色申告決算説明会 (不動産所得)	12月13日(金) 午後2時～4時	川越市南公民館	
消費税説明会 (簡易課税)	12月 9日(月) 午前9時30分～11時30分	川越税務署	消費税の申告が必要な方を対象に、消費税の計算方法や申告書の書き方等についての説明会です。
消費税説明会 (一般課税)	12月 9日(月) 午後2時～4時		
消費税軽減税率制度に関する説明会	11月 6日(水) 午後2時～3時	川越税務署	川越税務署では、令和元年10月1日から実施されました消費税の軽減税率制度について、事業者の皆様の準備が円滑に進むよう説明会を4階会議室で開催いたします。
	11月15日(金) 午後2時～3時		
	11月18日(月) 午後2時～3時		
	11月28日(木) 午後2時～3時		
	12月 4日(水) 午後2時～3時		
	12月10日(火) 午後2時～3時		
	12月18日(水) 午後2時～3時		

※青色・白色申告決算説明会では、消費税の軽減税率制度についての説明も行います。

問川越税務署 **235-9411** (音声案内で「1」を選択)

問消費税軽減税率電話相談センター **0120-205-553**